

下水道使用料改定のお知らせ

令和5年10月請求分から変わります。

下水の処理や下水道施設の維持管理にかかる費用は、下水道を使用する皆様からいただく下水道使用料に支えられています。しかし、本市の下水道使用料は、かかる費用に対して安く設定されているため、使用料の収入だけでは費用を賄っていません。これまで広報紙などでお知らせしてきたとおり令和5年10月請求分(9月使用分)から下水道使用料の改定を実施します。

使用者の皆様にはご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

下水道使用料の改定に至った経緯などは市のホームページで公開しています。



使用料改定の要点

**基本使用料が
50円(税抜き)上がります**

下水道を使用する皆さまに広く、平等に負担して頂くため基本使用料を引き上げます。

**前回の改定と同じ
使用料体系“累進制”を採用します**

多く使うと使用料単価が上がる累進制とします。

■月額使用料(税抜き)

汚水の種類			新使用料	旧使用料
一般汚水	基本使用料	汚水排水量 8 m ³ まで	800 円	750 円
	超過使用料 (汚水排水量1m ³ につき)	8 m ³ を超え 20 m ³ まで	130 円	125 円
		20 m ³ を超え 30 m ³ まで	140 円	130 円
		30 m ³ を超え 40 m ³ まで	150 円	135 円
		40 m ³ を超え 100 m ³ まで	165 円	140 円
		100 m ³ を超える分	175 円	150 円
公衆浴場	汚水排水量 1 m ³ につき	30 円	25 円	

〈備考〉公衆浴場とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)により、許可を受けた浴場の汚水をいう。

※下水道使用料(円) = (基本使用料800円) + (8m³を超えた分の水量×超過使用料) に消費税を加えた金額です。

【例】30m³の場合の改定後の下水道使用料(税抜き)……800円 + (12m³×130円) + (10m³×140円) = 3,760円

※水道を利用している場合は、上記金額に水道料金を併せて請求しています。

※今回の改定は下水道使用料のみです。水道料金に変更はありません。



～節水にご協力ください～

使用料の節約と地下水保全につながります。

合志市水道局 下水道課 下水道班 TEL096-248-1159

下水道使用料改定に伴う新料金表（税抜き）

令和5年10月請求分より

単位：円

使用水量 m ³	下水道使用料			水道料金		改定後の下水道使用料と 水道料金の合計	
	改定前	改定後	差 額	水道口径13mm	水道口径20mm	水道口径13mm	水道口径20mm
0～8	750	800	50	800	1,200	1,600	2,000
9	875	930	55	920	1,200	1,850	2,130
10	1,000	1,060	60	1,040	1,200	2,100	2,260
11	1,125	1,190	65	1,160	1,320	2,350	2,510
12	1,250	1,320	70	1,280	1,440	2,600	2,760
13	1,375	1,450	75	1,400	1,560	2,850	3,010
14	1,500	1,580	80	1,520	1,680	3,100	3,260
15	1,625	1,710	85	1,640	1,800	3,350	3,510
16	1,750	1,840	90	1,760	1,920	3,600	3,760
17	1,875	1,970	95	1,880	2,040	3,850	4,010
18	2,000	2,100	100	2,000	2,160	4,100	4,260
19	2,125	2,230	105	2,120	2,280	4,350	4,510
20	2,250	2,360	110	2,240	2,400	4,600	4,760
21	2,380	2,500	120	2,370	2,530	4,870	5,030
22	2,510	2,640	130	2,500	2,660	5,140	5,300
23	2,640	2,780	140	2,630	2,790	5,410	5,570
24	2,770	2,920	150	2,760	2,920	5,680	5,840
25	2,900	3,060	160	2,890	3,050	5,950	6,110
26	3,030	3,200	170	3,020	3,180	6,220	6,380
27	3,160	3,340	180	3,150	3,310	6,490	6,650
28	3,290	3,480	190	3,280	3,440	6,760	6,920
29	3,420	3,620	200	3,410	3,570	7,030	7,190
30	3,550	3,760	210	3,540	3,700	7,300	7,460
31	3,685	3,910	225	3,670	3,830	7,580	7,740
32	3,820	4,060	240	3,800	3,960	7,860	8,020
33	3,955	4,210	255	3,930	4,090	8,140	8,300
34	4,090	4,360	270	4,060	4,220	8,420	8,580
35	4,225	4,510	285	4,190	4,350	8,700	8,860
36	4,360	4,660	300	4,320	4,480	8,980	9,140
37	4,495	4,810	315	4,450	4,610	9,260	9,420
38	4,630	4,960	330	4,580	4,740	9,540	9,700
39	4,765	5,110	345	4,710	4,870	9,820	9,980
40	4,900	5,260	360	4,840	5,000	10,100	10,260
50	6,300	6,910	610	6,240	6,400	13,150	13,310
60	7,700	8,560	860	7,740	7,900	16,300	16,460
70	9,100	10,210	1,110	9,240	9,400	19,450	19,610
80	10,500	11,860	1,360	10,740	10,900	22,600	22,760
90	11,900	13,510	1,610	12,240	12,400	25,750	25,910
100	13,300	15,160	1,860	13,740	13,900	28,900	29,060

※上記金額に消費税を加えた金額となります。

※今回の改定は下水道使用料のみですが、水道をご利用の場合、水道料金と併せてのご請求となりますのでご利用の多い水道メーター（口径 13mm または口径 20mm）の場合の「下水道使用料と水道料金の合計」もご参考までに掲載しております。

※その他口径・水量の場合等、上下水道料金についてご不明な点がございましたら、上下水道お客さまセンター（電話：096-248-1232）までおたずねください。